

第 2 回 定 例 会

議 会 案 第 2 号

長府苑取得に係る調査に関する決議

上記の議案を提出する。

令和5年6月23日

下 関 市 議 会 議 員

片	山	房	一
山	下	隆	夫
濱	岡	歳	生
秋	山	賢	治
桧	垣	徳	雄
桂			誠
竹	村	克	司
早	川	幸	汰
本	池	涼	子

## 長府苑取得に係る調査に関する決議

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり長府苑取得の事務に関する調査を行うものとする。

### 記

#### 1 調査事項

- (1) 取得に関しての情報収集に関する事項
- (2) 方針決定に関する事項
- (3) 取得の予算要求に関する事項
- (4) 上記に関する文書等の作成・保管に関する事項

#### 2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び下関市議会委員会条例第6条の規定により17人（総務委員及び建設消防委員）で構成する長府苑取得に係る調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

#### 3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項（及び同法第98条第1項）の権限を長府苑取得に係る調査特別委員会に委任する。

#### 4 調査期限

長府苑取得に係る調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

#### 5 調査経費

本調査に要する経費は、10万円以内とする。

#### 6 提案理由

三菱重工業株式会社所有の長府苑を下関市が取得する事業が進められている。しかし、この事業に関し下関市が作成した文書は、「長府苑に係る要望書について」のみである。

議会答弁では「関係部局も含めて、それぞれ、市長以下、協議をした

上で意思決定した」としているが、全ての記録や文書が存在しない。

行政事務並びにコンプライアンスに重大な疑義が生じている。

行政の監視とチェック機能は議会の重要な権限であり、今回の事件を解明する責務がある。そのために地方自治法第100条に規定される調査を行う特別委員会の設置を提案する。